

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課) | 39 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 () | 40 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の指定 () | 〃 |
| ○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 () | 〃 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 () | 〃 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 () | 41 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の指定 () | 〃 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定 () | 42 |

| | |
|--|----|
| ○府有林生産物の売払いに係る指名競争入 札の参加資格等に関する要綱 (林業振興課) | 42 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (中丹広域振興局) | 43 |
| 公 告 | |
| ○一般競争入札の実施 (税務課) | 44 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届 出 (中小企業総合支援課) | 46 |
| ○府営土地改良事業計画の決定 (中丹広域振興局) | 〃 |
| ○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局) | 〃 |
| ○国土調査の成果の認証 (用地課) | 47 |
| ○道路の位置の指定 (中丹東土木事務所) | 48 |

選挙管理委員会

| | |
|---|---|
| ○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙 人名簿に登録されている者の数 | 〃 |
| ○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に 登録されている者の数 | 〃 |
| ○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の 選挙人名簿に登録されている者の数 | 〃 |

告 示

京都府告示第26号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年1月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 医療機関 の名称 | 所在地 | 開設者名 | 指 定 年月日 |
|-----------------------------------|---------------------|-------------------------|---------------|
| 薬局ダックス 宇治大久保田 原店 | 宇治市大久保町東原20の 3 | シミズ薬品 株式会社 | 令 6. 1. 15 |
| 医療法人晴風 園訪問看護ス テーションゆ りかご | 〃 〃 井ノ尻43 の1 | 医療法人晴 風園 | 5. 12. 1 |
| 訪問看護ステ ーションにこ こハウス | 向日市寺戸町東野辺1の 4 | 特定非営利 活動法人に ここハウス | 6. 1. 1 |
| 乙訓調剤薬局 滝ノ町店 | 長岡京市滝ノ町1丁目13 の1 | 株式会社エ スファーマ シー | 〃 |
| ほりうち形成 外科 | 相楽郡精華町山田心蓮寺 10の1 | 堀内 あい | 〃 |
| 薬局ニカファ ーマシー | 船井郡京丹波町和田大下 4の1 | 株式会社ニ カファーマ シー | 5. 12. 1 |

令和6年1月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

| 医療機関の名称 | 所在地 | 開設者名 | 廃止年月日 |
|--------------|----------------|-------------|---------------|
| 由良産婦人科石原分院 | 福知山市石原1丁目15 | 由良 源太郎 | 令 5. 4. 30 |
| 阪井整形外科医院 | 宇治市菟道丸山38の10 | 阪井 隆 | 5. 11. 5 |
| ティエス調剤薬局みずほ店 | 船井郡京丹波町和田大下4の1 | 株式会社ティエスプラン | 5. 11. 30 |

京都府告示第28号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和6年1月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 申請者 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------------|-------------------------------|--------------|-------------|----------------|
| 社会福祉法人空心福祉会 | 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 | えるむショートステイ | 福知山市旭が丘92の2 | 令 5. 12. 12 |
| 〃 | 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 | えるむデイサービス | 〃 | 〃 |
| 〃 | 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 | グループホームえるむ | 〃 | 〃 |
| 〃 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 特別養護老人ホームえるむ | 〃 | 〃 |

京都府告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年1月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|--------|--------------|----------------|--------------|
| 種田 佳晴 | 株式会社げんき鍼灸整骨院 | 京都市南区唐橋堂ノ前町5の2 | 令 5. 9. 1 |
| 中邑 実穂 | 中邑 実穂 | 木津川市吐師松葉33の5 | 5. 12. 22 |

京都府告示第30号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年1月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 医療機関の名称 | 所在地 | 開設者名 | 指 定年月日 |
|------------------------|-----------------|------------------|---------------|
| 薬局ダックス 宇治大久保田 原店 | 宇治市大久保町田原20の3 | シミズ薬品株式会社 | 令 6. 1. 15 |
| 医療法人晴風園訪問看護ステーションゆりかご | 井ノ尻43の1 | 医療法人晴風園 | 5. 12. 1 |
| 訪問看護ステーションにこにこハウス | 向日市寺戸町東野辺1の4 | 特定非営利活動法人にこにこハウス | 6. 1. 1 |
| 乙訓調剤薬局滝ノ町店 | 長岡京市滝ノ町1丁目13の1 | 株式会社エスファーマシー | 〃 |
| ほりうち形成外科 | 相楽郡精華町山田心蓮寺10の1 | 堀内 あい | 〃 |
| 薬局ニカファーマシー | 船井郡京丹波町和田大下4の1 | 株式会社ニカファーマシー | 5. 12. 1 |

京都府告示第31号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年1月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 医療機関の名称 | 所在地 | 開設者名 | 廃 止年月日 |
|--------------|----------------|-------------|---------------|
| 由良産婦人科石原分院 | 福知山市石原1丁目15 | 由良 源太郎 | 令 5. 4. 30 |
| 阪井整形外科医院 | 宇治市菟道丸山38の10 | 阪井 隆 | 5. 11. 5 |
| ティエス調剤薬局みずほ店 | 船井郡京丹波町和田大下4の1 | 株式会社ティエスプラン | 5. 11. 30 |

京都府告示第32号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和6年1月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 申請者 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 所在地 | 指 定年月日 |
|-------------|-------------------------------|--------------|-------------|----------------|
| 社会福祉法人空心福祉会 | 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 | えるむショートステイ | 福知山市旭が丘92の2 | 令 5. 12. 12 |
| 〃 | 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 | えるむデイサービス | 〃 | 〃 |
| 〃 | 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 | グループホームえるむ | 〃 | 〃 |
| 〃 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 特別養護老人ホームえるむ | 〃 | 〃 |

京都府告示第33号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年1月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 指 定年月日 |
|--------|--------------|----------------|--------------|
| 種田 佳晴 | 株式会社げんき鍼灸整骨院 | 京都市南区唐橋堂ノ前町5の2 | 令 5. 9. 1 |
| 中邑 実穂 | 中邑 実穂 | 木津川市吐師松葉33の5 | 5. 12. 22 |



京都府告示第34号

府有林生産物の売払いに係る指名競争入札の参加資格等に関する要綱を次のように定める。

令和6年1月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

府有林生産物の売払いに係る指名競争入札の参加資格等に関する要綱

府有林生産物の売払いに係る指名競争入札参加資格等を定めた告示（昭和52年京都府告示第124号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の11第2項の規定により、府有林生産物の売払いに係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格の審査（以下「資格審査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（府有林生産物の売払い）

第2条 この告示において「府有林生産物の売払い」とは、府有林において府が所有する生産物（立木及び木材の素材に限る。）の売払い（売払いに係る立木の伐採後の再造林を当該売払いに係る契約の内容に含める場合における当該再造林に係る森林整備を含む。）をいう。

（指名競争入札に参加することができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、府有林生産物の売払いに係る指名競争入札に参加することがで

きない。

(1) 次のいずれかに該当する者（府の区域内に営業所を有するものに限る。）以外の者

ア 森林組合法（昭和53年法律第36号）第3条第1項に規定する森林組合又は森林組合連合会

イ 京都府木材生産業者等連絡協議会に加入している者

ウ 別に定める京都府木材業者及び製材業者届出要綱に基づく届出をしている者

(2) 2年を超える立木の伐採の事業実績がある者以外の者

(3) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

(4) 特別の理由がある場合を除くほか、令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(5) 知事が別に定める資格審査の申請書又はその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(6) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等

（参加資格）

第4条 府有林生産物の売払いに係る指名競争入札に参加することができる者は、次条第2項に定める資格審査の項目について審査し、決定する。

（資格審査）

第5条 資格審査は、前2条に規定する要件について行うものとする。

2 前項の資格審査の項目は、次に掲げるものとする。

(1) 経営状況及び事業実績

(2) 従業員の雇用状況

(3) 労働安全衛生管理体制等の状況

（申請書の提出期間等）

第6条 資格審査を受けようとする者は、申請書を知事に提出するものとし、その提出期間は、毎年、3月1日から同月末日まで及び6月1日から同月末日までの各期間とする。

（添付書類）

第7条 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人にあつては登記事項の証明書（発行後3月以内のものに限る。）、定款の写し及び第3条第4号に該当しないことを誓約する書類、個人にあつては本人確認書類の写し及び同号に該当しないことを誓約する書類

(2) 府税納税証明書及び消費税納税証明書（消費税及び地方消費税に係る免税事業者にあつては、その旨を証明する書類）（いずれも発行後3月以内のものに限る。）

(3) その他知事が必要と認めるもの

（資料等の提出）

第8条 知事は、申請者に対し、資格審査の公正を図るため、当該申請書及びその添付書類の記載事項を証明する資料等の提出を求めることができる。

（資格審査の結果の通知）

第9条 知事は、資格審査を実施したときは、申請者に

対し、その結果を通知するものとする。

(参加資格の有効期間)

第10条 参加資格の有効期間は、前条の規定により資格審査の結果を通知した日の翌日から、同日から3年後の日の属する年度の末日までとする。

2 参加資格を有する者は、当該参加資格の有効期間の末日までに、同日の翌日以後の参加資格に係る申請書を知事に提出することができる。この場合における当該有効期間の末日は、前項の規定にかかわらず、当該申請書に係る資格審査の結果を通知した日とする。

(変更届)

第11条 参加資格を有する者は、次に掲げる事項に変更があったときは、直ちに、知事が別に定める変更届に当該変更事項を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名及び役職名)
- (2) 商号又は名称
- (3) 府の区域内に有する営業所の名称及び所在地
- (4) 電話番号

(参加資格の承継)

第12条 参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる者(第3条各号(第5号を除く。)に該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めた場合に限り、その参加資格を承継することができる。

- (1) 個人が死亡したとき その相続人
- (2) 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったとき その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- (3) 個人が法人を設立したとき その法人
- (4) 法人が合併又は分割をしたとき 合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって営業を承継した法人

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、知事が別に定める参加資格承継申請書に当該承継に係る事由を証明する書類その他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により参加資格承継申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、参加資格承継申請書を提出した者に対し、その結果を通知するものとする。

(参加資格の取消し)

第13条 参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該参加資格を取り消し、その事実があった後2年間指名競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に売払いに係る立木以外の立木を伐採し、損傷を与える等の行為又は虚偽の報告をする等の不正な行為をした者
- (2) 指名競争入札において、その公正な執行を妨げた

者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定により参加資格を取り消したときは、その者にその旨を通知するものとする。

(書類の提出方法)

第14条 この告示の規定に基づき知事に書類を提出する者は、その者の主たる営業所の所在地を所管する京都府広域振興局長又は京都林務事務所長を経由して提出しなければならない。

附 則

- 1 この告示は、令和6年1月26日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の府有林生産物の売払いに係る指名競争入札参加資格等を定めた告示第1条に規定する資格(以下「旧告示資格」という。)を有する者に対するこの告示の規定の適用については、第3条第6号に該当する者を除き、参加資格を有する者とみなす。この場合において、その有効期間は、第10条第1項の規定にかかわらず、旧告示資格の有効期間とする。

京都府告示第35号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年1月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福知山市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 福知山市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を

定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年1月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府税務支援システム用機器の賃貸借等 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限等

ア 機器等の納入期限

契約日以降で京都府が指示する日

イ 機器の賃貸借期間

令和7年3月1日から令和10年12月31日まで

(4) 納入場所

仕様書に指示する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部税務課

電話番号 (075) 414-4426

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和6年1月26日（金）から令和6年2月21日（水）まで

イ 入手方法

京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/index.html>）からダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和6年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止がなされていない者であること。

(4) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。

(5) 契約締結後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを京都府の求めに応じて速やかに提供することができ、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

(6) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が認定したプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾認証を取得している者又はISO/IEC27001の認証を取得している者

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のイに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5428

(イ) 資格に関する文書入手するための手段

原則として、京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和6年2月2日(金)午後5時

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和6年3月13日(水)午前11時

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁第1号館1階入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和6年3月12日(火)

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「京都府税務支援システム用機器の賃貸借等 一式」の金額とし、入札書に記載する金額には、一切の経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札

金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者

イ 確認申請書等を提出しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者

ウ 入札書の提出期限までに到達しない入札をした者

エ 委任状を持参しない代理人

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者

カ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者

ケ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、この入札に係る落札者の決定は、令和6年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和6年4月1日付けで行うこととする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

免除する。

8 その他

(1) 1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

(4) この入札に係る令和6年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

9 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be leased
Lease contract for equipment for Kyoto Prefectural Tax Support System, 1 set
- (2) The time, date and place for tender
11:00 AM Wed. 13 March 2024
Tender room, 1st Floor of Building No.1, Kyoto Prefectural Government
- (3) Time-limit for tender by mail
Tue. 12 March 2024
- (4) The time, date and place for the opening of tender
11:00 AM Wed. 13 March 2024
Tender room, 1st Floor of Building No.1, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
- (5) Contact point for the notice
Taxation Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefecture
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: 075-414-4426



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年1月26日
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
コーナン商事株式会社
堺市西区鳳東町四丁401番地1
代表取締役 疋田 直太郎
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン国道171号向日町店
向日市森本町佃町13ほか
- (3) 変更の内容

| 変更しようとする事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 | 変更理由 |
|--------------------|--------|--------|---------|------------------|
| ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 | 5,350㎡ | 6,783㎡ | 令6.8.16 | 利用実態による運営の見直しのため |
| イ 駐車場の位置及び収容台数 | 290台 | 201台 | | |

- 2 届出年月日
令和5年12月15日
- 3 縦覧場所
京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和6年1月26日から令和6年5月27日まで
- 5 意見書の提出先
京都府商工労働観光部中小企業総合支援課



土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により府営土地改良事業（泉源寺地区）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該土地改良事業計画について異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に書面で知事に審査請求をすることができる。

令和6年1月26日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 縦覧に供する書類の名称
府営土地改良事業（泉源寺地区）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和6年1月26日から令和6年2月15日まで
- 3 縦覧の場所
京都府中丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課
なお、舞鶴市役所において関係書類を閲覧することができる。



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のと

おり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和 6 年 1 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社敷島
代表取締役 福田 信一
大阪市北区錦町 3 番 12 号
- 2 林地開発行為の目的
太陽光発電施設の設置
- 3 林地開発行為をしようとする区域
宇治市菟道新池 3 番 18 ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
4.9ヘクタール
- 5 期間
令和 5 年 3 月 30 日から令和 7 年 8 月 31 日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

| おそれの種類 | おそれがある範囲 | おそれを減じるための措置 |
|------------|---------------------------------|---|
| 周辺道路の汚れの発生 | 宇治市菟道地内の一部に存する道路（次の図のとおり） | 場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。 |
| 交通量の増加 | 〃 | 場内出入口に交通誘導員を配置する。 通勤、通学時間帯の交通混雑及び事故発生を避けるため、車両の出入時間は午前 9 時から午後 4 時までとする。 |
| 騒音の発生 | 開発区域の中心から半径 300m 以内の範囲（次の図のとおり） | 緩衝帯として、区域外周部に残置森林を設ける。 低騒音、低振動の重機を使用する。 |
| 濁水の発生 | 宇治市菟道、志津川地内の一部に存する範囲（次の図のとおり） | 場内に沈砂池を設置し、場内の排水は全て沈砂池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。 工事中は 3 箇月に 1 回しゅんせつし、また、雨天時の作業は中止する。 |

| | | |
|---------|-------------------------------|---|
| 河川水量の増加 | 宇治市菟道、志津川地内の一部に存する範囲（次の図のとおり） | 場内最下流部に調整池を設置し、場内の排水は全て調整池に集水し、流量調整後に場外に排水する。 土砂のしゅんせつを定期的に行い、調整池の容量を確保する。 |
|---------|-------------------------------|---|

- 8 縦覧場所
 - (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
宇治市宇治若森 7 の 6
 - (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
 - (3) 宇治市産業観光部農林茶業課
宇治市宇治琵琶 33 番地
 - (4) 有限会社敷島
大阪市北区錦町 3 番 12 号
- 9 縦覧期間
令和 6 年 1 月 26 日（金）から令和 6 年 2 月 26 日（月）まで
- 10 意見書の提出期間及び提出先
 - (1) 提出期間
令和 6 年 1 月 26 日（金）から令和 6 年 2 月 26 日（月）まで
 - (2) 提出先
〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
（「次の図」は、省略し、その図面を 8 の縦覧場所において縦覧に供する。）



次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和 6 年 1 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 調査を行った者の名称
木津川市
- 2 調査を行った時期
令和 3 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 14 日まで
- 3 成果の名称
木津川市山城町綺田の一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
木津川市山城町綺田の一部
- 5 認証年月日
令和 6 年 1 月 15 日
（国土交通省の承認年月日 令和 6 年 1 月 4 日）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図書は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和6年1月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 指定番号 | 指 定 年月日 | 所管土木 事務所名 | 道路の位置 | 道路の 延 長 | 道路の 幅 員 |
|--------|---------------|---------------------|-----------------|------------|----------------------------|
| 中東第46号 | 令 6. 1. 15 | 京都府中 丹東土木 事務所 | 綾部市井倉 町東11の9 | m 20.0 | 最小 m 6.0 最大 m 6.0 |

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第2号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年1月26日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

41,580人

京都府選挙管理委員会告示第3号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和6年1月26日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

359,873人

京都府選挙管理委員会告示第4号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年1月26日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

| | |
|-----------|---------|
| 北 京 区 | 30,079人 |
| 上 京 区 | 20,939人 |
| 左 京 区 | 41,077人 |
| 中 京 区 | 29,506人 |
| 東 山 区 | 9,431人 |
| 山 科 区 | 36,094人 |
| 下 京 区 | 21,597人 |
| 南 区 | 27,268人 |
| 右 京 区 | 53,523人 |
| 西 京 区 | 40,105人 |
| 伏 見 区 | 74,151人 |
| 福 知 山 市 | 20,884人 |
| 舞 鶴 市 | 21,702人 |
| 綾 部 市 | 8,956人 |
| 宇治市及び久世郡 | 54,911人 |
| 宮津市及び与謝郡 | 11,119人 |
| 亀 岡 市 | 24,294人 |
| 城 陽 市 | 21,094人 |
| 向 日 市 | 15,639人 |
| 長岡京市及び乙訓郡 | 27,168人 |
| 八 幡 市 | 19,224人 |
| 京田辺市及び綴喜郡 | 23,671人 |
| 京 丹 後 市 | 14,661人 |
| 南丹市及び船井郡 | 12,383人 |
| 木津川市及び相楽郡 | 33,527人 |